

---

## HACCP、私はその相談に応じてきた

所属 北海道渡島総合振興局保健環境部保健行政室生活衛生課（渡島保健所）

氏名 技術主幹・帯広畜産大学客員教授 通山志保

---

■食の安全・安心の構築には、「事業者・支援者・消費者」それぞれに役割があり、その役割を果たすことが重要である。昨年6月、食品衛生法の一部改正が公布され、HACCP 制度化は2020年6月施行を予定されている。しかし、中小の食品事業者においては衛生管理手法にHACCPを導入している施設が少ないのが現状である。

■これまで、支援する側の行政職員として、食品事業者とともに試行錯誤を重ね個別相談対応、セミナー及びイベント開催を行くことでHACCP 導入促進に一定の成果が得られた内容と合わせて、近年、HACCP 手法の浸透と法改正を踏まえ事業者の異なるニーズを見極める力量が求められていることを紹介する。

■本発表が、これからHACCP 導入に着手しようとする事業者にとって「私にもできる。」とやる気の後押しになれば幸いである。

---

### 【講演者の紹介】

平成2年、獣医師として北海道庁職員となり、富良野を皮切りに7か所の保健所において食品衛生、環境衛生及び食肉衛生業務を担当。平成22年、保健福祉部健康安全局食品衛生課に勤務し、HACCP の普及促進を担当。その後、帯広保健所にて産官学連携によるHACCP 支援に参画し、平成29年渡島保健所において、函館市を除く長万部町以南全域の食品関係施設にHACCP を中心とした衛生管理向上に係る支援を実施し現在に至る。